

紙製容器包装の 「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた 提言」

紙製容器包装リサイクル推進協議会
会長 降矢 祥博
専務理事 川村 節也

紙製容器包装とは

商品の容器や包装で、主として紙製のもの。

紙箱、包装紙、紙袋等が代表的なものです。

容器包装リサイクル法では、家庭から排出されたものをリサイクルの対象としています。

ただし、段ボールやアルミ不使用飲料用紙容器(牛乳パック等)は紙製容器包装の対象外です。

紙製容器包装には、**紙識別マーク**を付けることが義務付けられています。

【紙製容器包装の事例】



*紙製容器包装リサイクル推進協議会

当推進協議会は容器包装リサイクル法の趣旨に基づきその他紙製容器包装の3R推進を目的として、関連する業界団体及び事業者によって1998年に設立された任意団体です。

紙製容器包装のリサイクル

紙製容器包装は、2つのリサイクルルートで資源化されています。

1 「紙製容器包装」として分別収集するルート(容リルート)

市町村で紙製容器包装識別マークのついたものを対象に集めます。

収集されたものの再商品化(リサイクル)は特定事業者(容器包装の製造利用事業者)が、指定法人(日本容器包装リサイクル協会)に委託して行われます。主に製紙原料に利用され、製紙原料に向かないものは固形燃料等として利用されます。

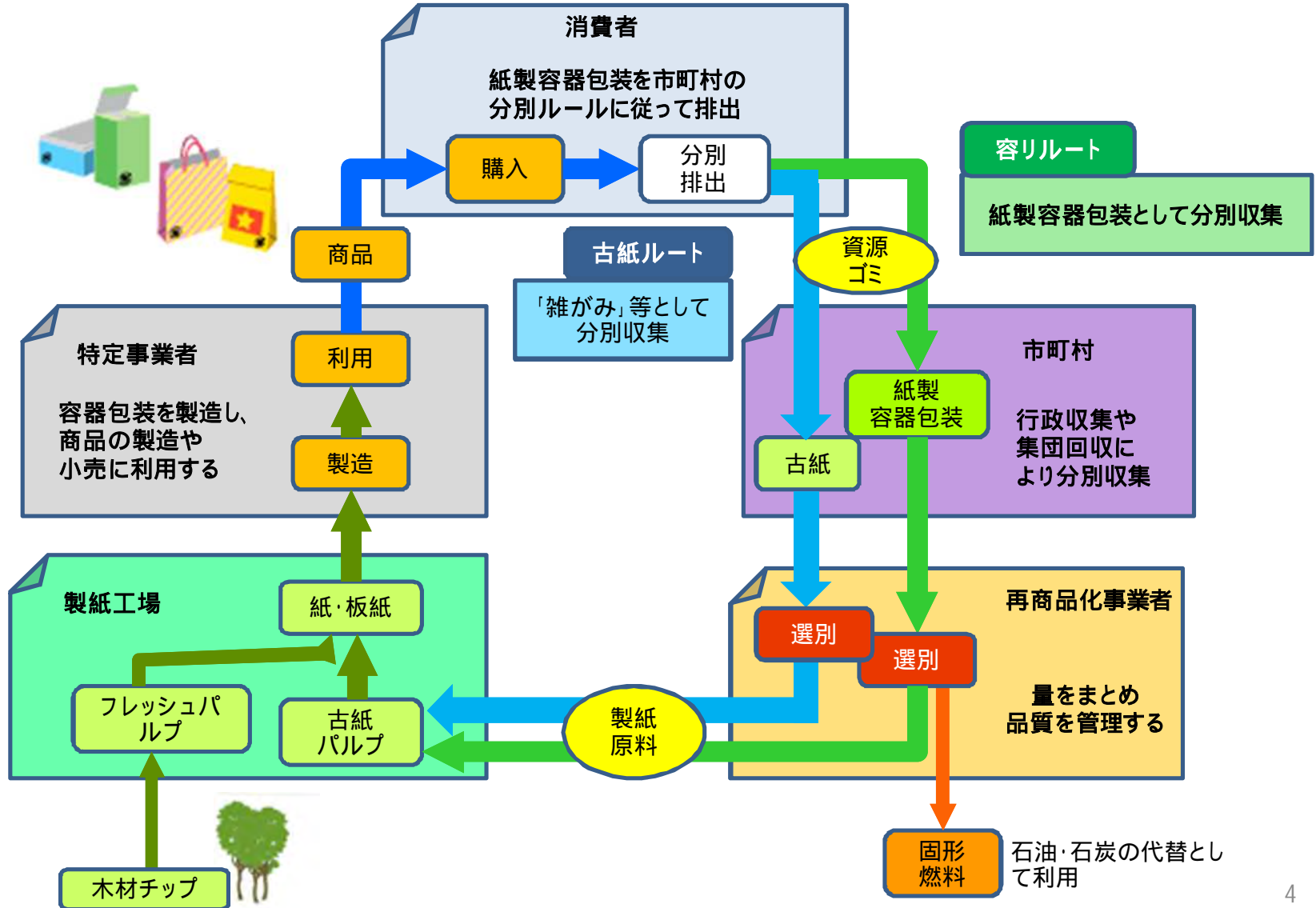
2 「古紙」として分別収集するルート(古紙ルート)

市町村で従来からの古紙(新聞・雑誌・段ボール等)の回収ルートを利用して主に製紙原料に向く紙製容器包装を集め、製紙原料に向かないプラスチックとの複合品や、匂いのついた箱等が回収対象から除かれます。

紙製容器包装は、「雑がみ」「その他の紙」などの分類で、紙小物類との混合で回収されます。

紙製容器包装のリサイクルフロー

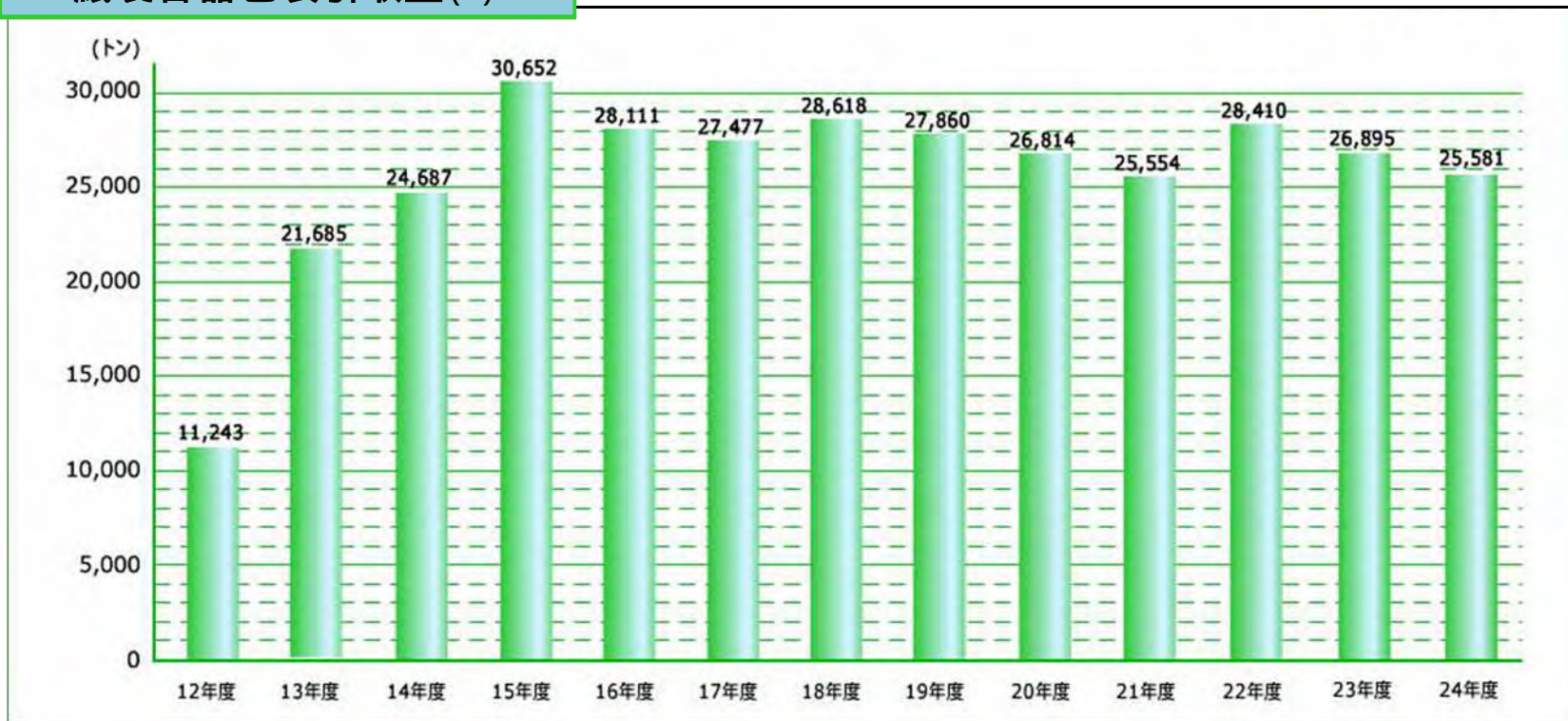
容リルート、古紙ルートにより資源化



紙製容器包装のリサイクル(容リルート)

市町村からの分別基準適合物の引取状況

紙製容器包装引取量(t)



平成15年まで回収量は増加したが、その後3万トン弱で横ばい状態。平成17年に古紙の主要銘柄として「雑がみ」が設けられた。

* 紙製容器包装は、「雑がみ」分類で紙小物類(パンフレット、コピー紙、封筒等)と一緒に古紙ルートで回収されるようになった。

紙製容器包装のリサイクル(容リルート)

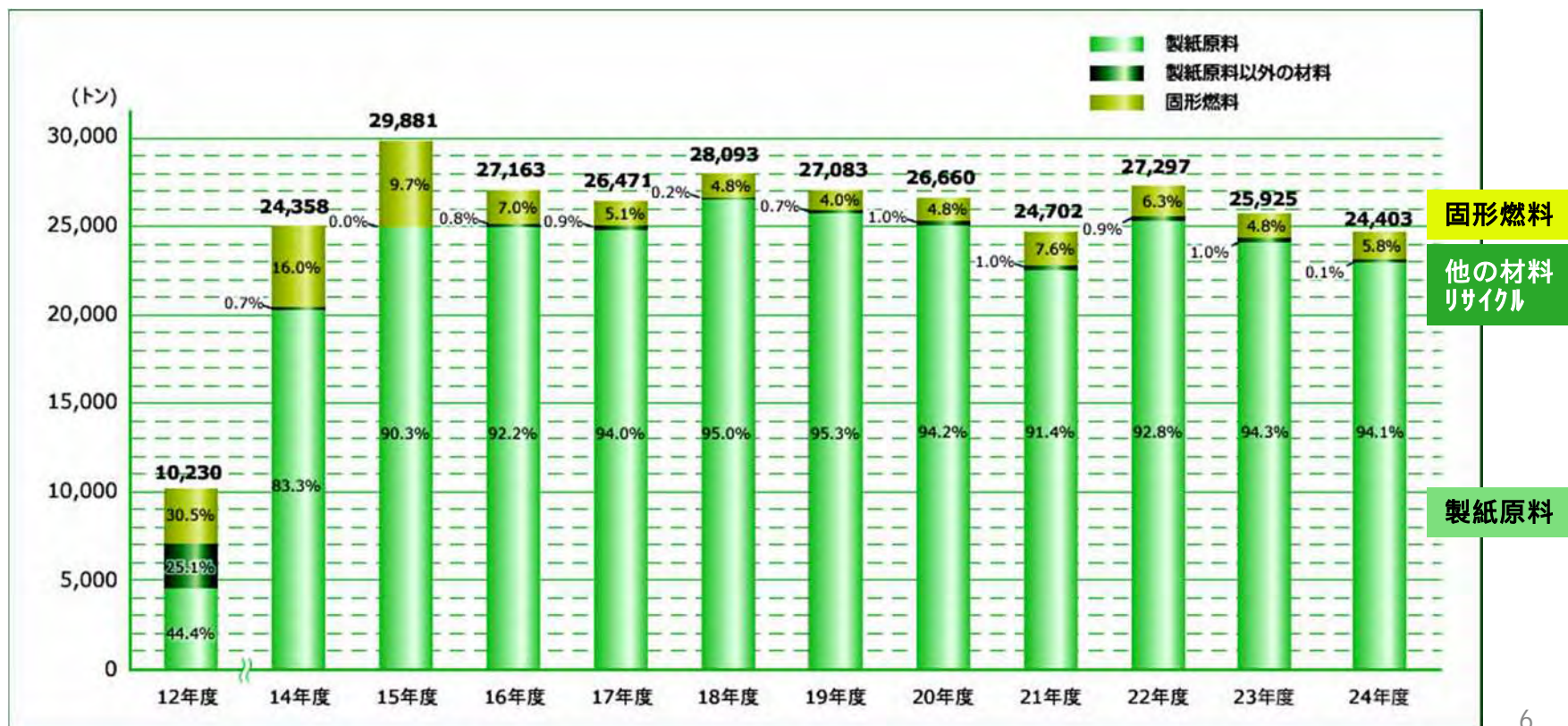
再商品化製品販売量(年次実績) 紙製容器包装

回収された紙製容器包装は高効率で商品化されている。

市町村からの引取量の95%が再商品化製品として販売

再商品化製品の内訳(平成24年度)

製紙原料94.1%、製紙原料以外の材料リサイクル0.1%、固形燃料 5.8%

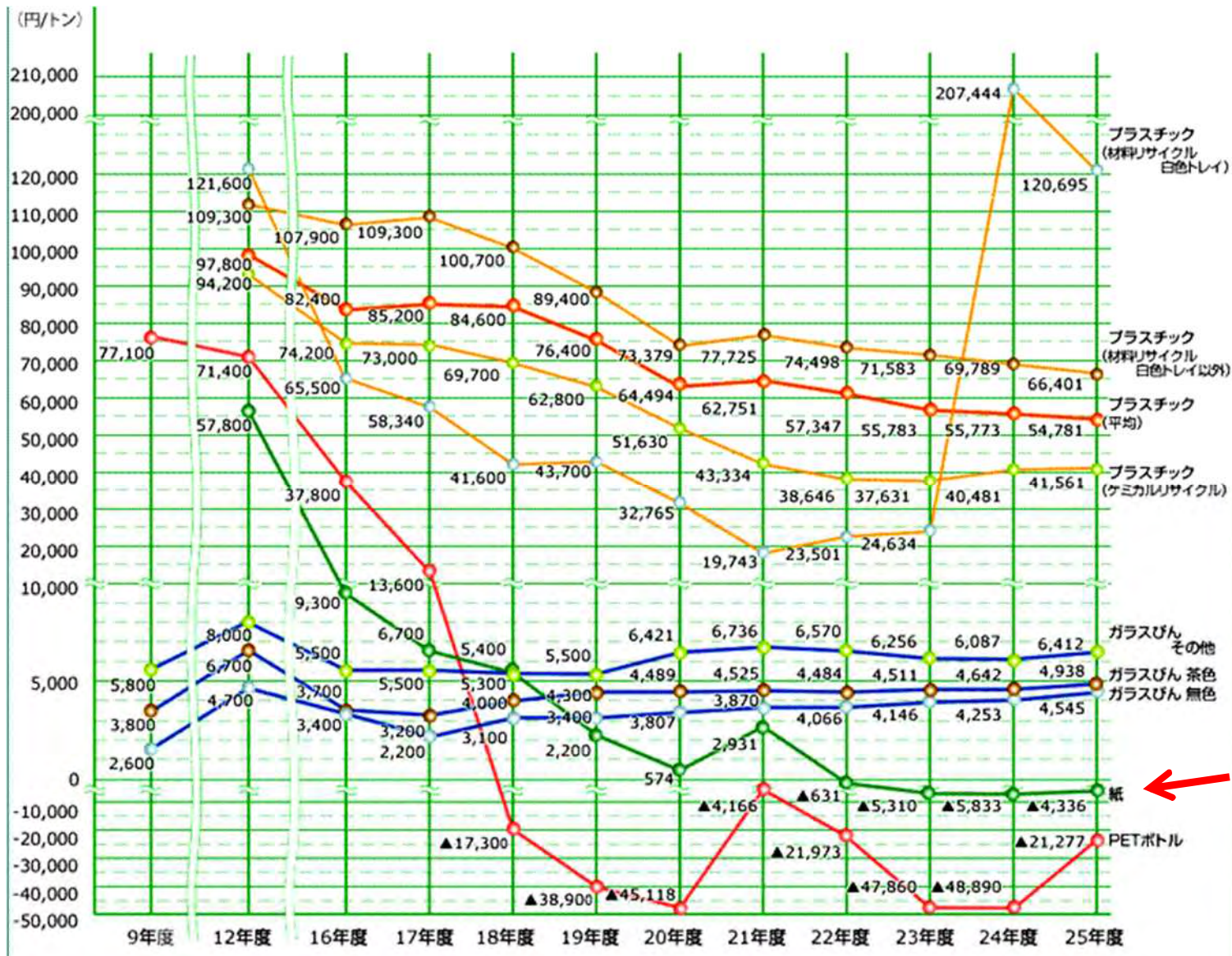


紙製容器包装のリサイクル(容リレート)

再生処理事業者による落札単価(加重平均)の経年推移

紙製容器包装は、H22年度より有償化となった。

出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会



紙

1 回収量調査

「家庭から排出される紙製容器包装の回収方法・回収量」アンケート調査

調査目的：市町村で回収している紙製容器包装の回収方法・回収量の調査

調査対象：人口10万人以上の295市区

調査内容

行政収集及び集団回収における

紙製容器包装単独回収での紙製容器包装回収量(容リルート含む)

「雑がみ」「雑誌・雑がみ」等で紙製容器包装と他の紙類を一緒に回収している混合回収量

* 混合回収量中の紙製容器包装の量は、当推進協議会の組成分析調査結果からの紙製容器包装の構成比を用いて算出している。

2 全国回収量の算出

(日本全国人口 ÷ 回収量調査対象市区の合計人口) × アンケート調査回収量
により拡大推計し算出

回収量アンケート調査における人口カバー率は約70%

紙製容器包装の回収量(古紙ルート+容リルート)

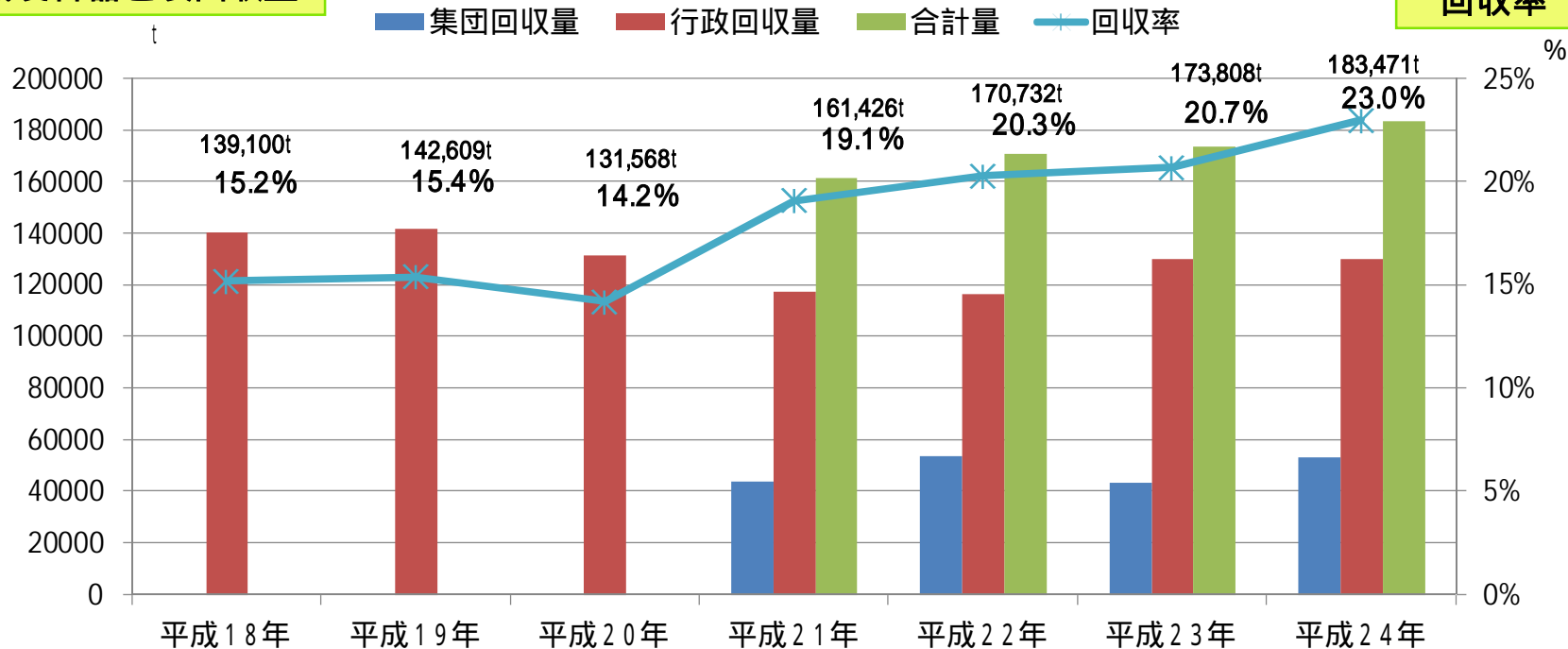
紙製容器包装の回収量

・平成18年度実績の調査以来、回収量は増加している。平成21年より集団回収量を計上。

平成24年度紙製容器包装の回収量 183,471トン
内訳) 行政収集 130,093トン 集団回収 53,378トン

平成24年度回収率 23.0%
内訳) 行政収集 16.3% 集団回収 6.7%

紙製容器包装回収量

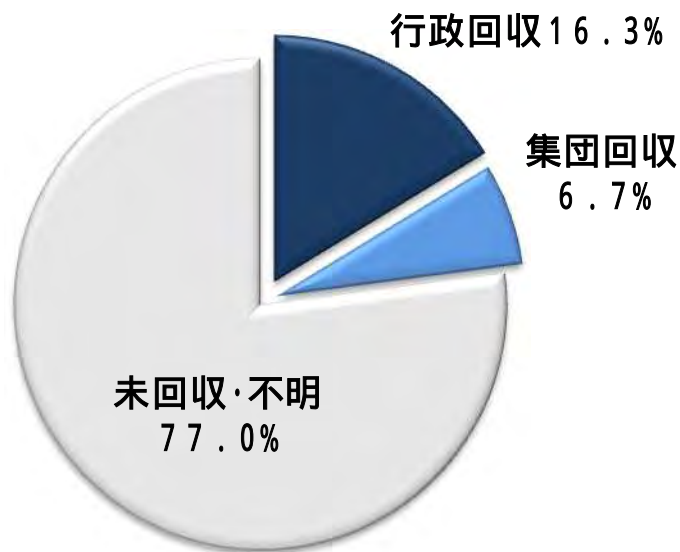


紙製容器包装の回収量内訳(古紙ルート+容リルート)

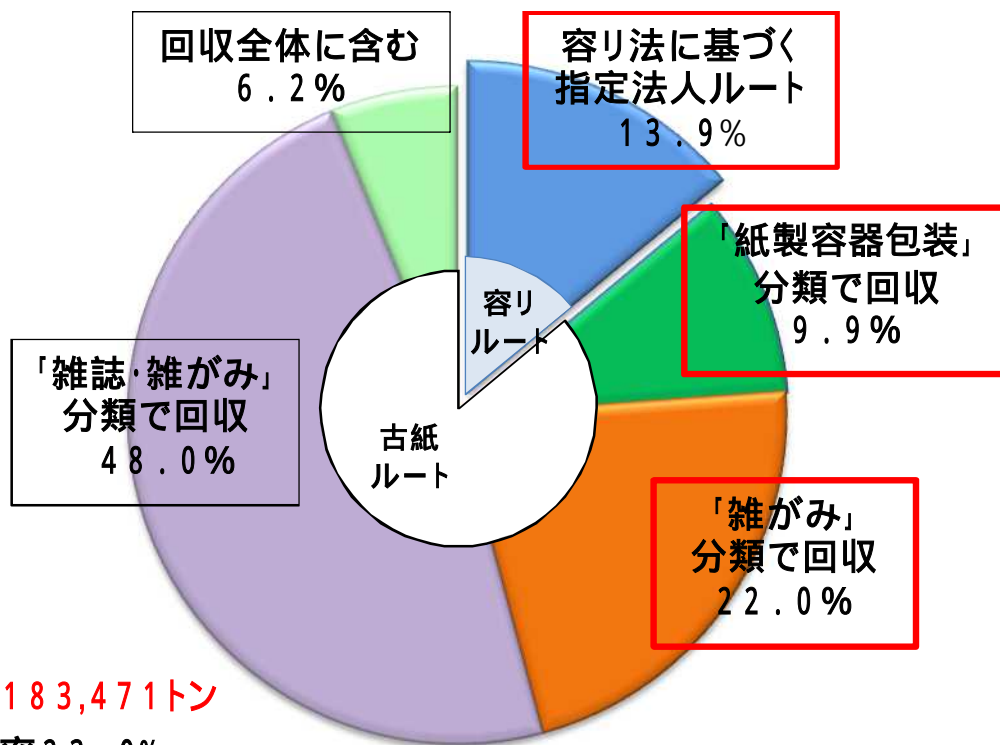
紙製容器包装の回収量内訳(平成24年度実績)

- ・回収全体内訳: 古紙ルートでの回収が約86%、容リルートでの回収が約14%
- ・古紙ルートの内訳: 混合回収が約76% (「雑誌・雑がみ」48%、「雑がみ」22%、回収全体に含む6%)
「紙製容器包装」分類での単独回収は約10%。

回収率



紙製容器包装回収量内訳



回収量 183,471トン

回収率23.0%

紙製容器包装の 「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」

はじめに

改正容器包装リサイクル法において、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、質の高い分別収集・再商品化費用の効率化推進に対する施策が実施された。併せて我々事業者は、平成18年3月に平成22年度を目標年度とした「事業者による3R推進に向けた自主行動計画」を公表し、紙製容器包装の薄肉化、軽量化、小型化等の包装材削減によりリデュースを推進し、また分別収集のしやすさ及び再商品化しやすさ等によりリサイクルを促進し、削減率、回収率の目標を達成した。

紙製容器包装の収集においては、主に平成12年より開始された容器包装リサイクル法に基づいた指定法人ルート(以下「容リルート」という)及び従来から実施されている古紙リサイクルルート(以下「古紙ルート」という)の二つのルートがある。両ルートの併用により回収量は増加しており、紙製容器包装の収集に一定の成果が現れている。

容リルートでは、平成12年度実績の1.1万トンから平成24年度実績の2.6万トンに増加しているが、平成15年度から3万トン弱の回収量で横ばい状態となっている。

古紙ルートでは、平成17年に古紙の主要銘柄として「雑がみ」が設けられて以来、紙小物類(チラシ、パンフレット等)と混合して紙製容器包装を収集している市町村が増加した。この結果「雑がみ」、「雑誌・雑がみ」分類で紙製容器包装が資源物として収集され、古紙ルートでの紙製容器包装回収量は平成24年度では約15.8万トンとなった(当推進協議会データ)。

ただし、古紙ルートでは、市町村は紙製容器包装を製紙原料として収集しているが、古紙取引状況により紙製容器包装が逆有償になり資源物として収集されない場合が想定されること、及び製紙原料に向かない複合容器包装が収集されていないことが懸念される。容リルートではこの古紙ルートの状況に対応できることから、紙製容器包装の安定的収集には容リルートも有効であると考える。

当推進協議会は容リルート、古紙ルートを併用して、紙製容器包装の回収量の増大を図るために以下のとおり提言する。

1. 紙製容器包装の収集・リサイクルの促進

提言1 紙製容器包装を収集する市町村の拡大を要望する

容リルート「紙製容器包装」分類での収集及び古紙ルート「雑がみ」分類での収集を実施する市町村の拡大を要望する。

紙製容器包装の収集は、平成12年に完全施行となった容リルートと従来の古紙ルートが併用されており、紙製容器包装を効率よく収集するのに効果的であると考えている。

しかしながら、紙製容器包装の収集においては、容リルート及び古紙ルートの合計で回収量183,471トン、回収率23.0%（平成24年度実績当推進協議会データ）となっている。

紙製容器包装は、容リルートでは「紙製容器包装」分類で、古紙ルートでは「雑がみ」「雑誌・雑がみ」分類で収集されている。

古紙ルートでは、紙製容器包装単独でなく、他の紙との混合で収集されているため、一般消費者に紙製容器包装を意識してもらうには、紙製容器包装の含有量が多い分類が有効と考えている。

当推進協議会では、古紙ルート(行政収集、集団回収)での組成調査において、「雑がみ」分類では紙製容器包装が約40%含まれ、「雑誌・雑がみ」分類では約10%含まれるという結果を得ている。したがって古紙ルートでは、「雑がみ」分類で収集することが紙製容器包装の収集には有効である。

しかし、当推進協議会のアンケート調査(人口10万人以上293市区:平成24年度調査)においては、「雑がみ」分類での収集市区数は調査市区数の11.9%であり、平成24年度の容リルート「紙製容器包装」の実施市町村数は全市町村数の8.3%と、両ルートともに実施市町村数が十分とは言えない状況にある。

したがって、容リルート「紙製容器包装」分類での収集及び古紙ルート「雑がみ」分類でのいずれかによる収集を実施する市町村の拡大を要望する。

提言2 紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定を提言する

古紙ルート「雑がみ」分類で収集を実施する市町村の拡大及び紙製容器包装の回収量拡大のために、紙単体紙製容器包装(以下「紙単体」という)と複合紙製容器包装(以下「複合品」という)の区別表示の設定を提言する。

古紙ルート「雑がみ」分類では、紙識別マーク付容器包装を全て回収しておらず、紙識別マークは紙製容器包装の収集に用いられていない。区別表示の設定は、表示と収集品の整合性を図ることであり、以下の効果が期待できる。

1)消費者の分別排出しやすさの向上

現在、古紙ルートにおいて、紙製容器包装の紙単体と複合品に同じ紙識別マークがついているため、消費者は、どの紙製容器包装が収集対象に相当するのかがわかりにくく、分別排出が難しい。そのため家庭から排出される紙製容器包装の多くはごみとして排出されていると推察している(家庭から排出される紙製容器包装の約80%がごみとして排出:当推進協議会推定)。
市町村が収集対象としている紙単体と、対象外としている複合品に区別表示を設定することで、消費者が対象の紙製容器包装を分別排出しやすくなり、市町村が紙製容器包装を資源物として分別収集する効率の向上が期待できる。

2)「雑がみ」の品質向上

古紙ルート「雑がみ」分類では、製紙原料向けの紙単体(紙箱、紙袋、包装紙)を主に収集し、複合品は対象外としているが、現在の紙識別マークは、紙単体、複合品両方についているため、混入が起こりやすいことも課題となっている。

したがって、本区別表示の設定を行うことにより収集対象外の混入が防止できることから、「雑がみ」の品質が向上することで、「雑がみ」収集を実施する市町村が拡大し、紙製容器包装の回収量の拡大が期待できる。

提言3 複合品の収集・リサイクルの促進を提言する

複合品も、家庭から排出される容リ法対象の紙製容器包装の約15% (約12万トン：当推進協議会調査) を占め、固形燃料等の有効なリサイクル資源であるため収集・リサイクル促進を提言する。

古紙ルートでは、製紙原料向けとして紙単体の紙製容器包装を主として収集しており、原則として複合品は収集されていない。

複合品とは

複合品とは、防水加工された紙、プラスチックフィルムやアルミ箔等を貼り合わせた紙、金・銀等の金属が箔押しされた紙等を使用した紙製容器包装であり、古紙ルート「雑がみ」の分別排出基準では、製紙原料不適合品とされている。(紙コップ、カップ麺・ヨーグルト等の紙容器、紙蓋材、液体紙容器等)

複合品の再商品化

容リルートにおいては古紙ルートでの収集対象外である複合品も、RPF等の固形燃料や製紙原料として再商品化されており、複合品も有効な資源として利用されている。

事業者としては、複合品を収集しやすくするために、複合品としてのマークを付すことにより収集促進を支援していく。

したがって、複合品も有効なりサイクル資源であるため、収集・リサイクル促進を提言する。

複合品再商品化の自主的取組み

尚、アルミを使用しない飲料用紙パック(牛乳パック等)と遜色なく製紙原料になる複合品(酒パック、アルミ付飲料用紙パック等)については、事業者の自主的取組みにより製紙原料へのリサイクルを行っているところである。

当推進協議会は、複合品の製紙原料へのリサイクル推進を研究・支援する所存である。

提言4 紙製容器包装の収集拡大のための啓発を要望する

紙製容器包装収集を実施する市町村を拡大するために、紙製容器包装が有効な資源であることを市町村に啓発することを要望する。

古紙ルートでは、紙製容器包装は「雑がみ」等の分類により他の紙類と混合で収集されているため、一般市民に紙製容器包装が収集対象になっており、有効な資源であることの認知が得られにくい。そのため、当推進協議会では、紙製容器包装の分別収集・リサイクルに関するパンフレット、パネルを作成して、市町村に配布又は貸与し、紙製容器包装のリサイクル啓発の一助としてきた。

今後、当推進協議会は、古紙再生促進センター及び関係諸団体と連携して啓発に努めていく所存である。

しかしながら、紙製容器包装を収集していない市町村もあるため、紙製容器包装の収集・資源化を市町村に啓発することを要望する。

提言5 今後の制度見直し

紙製容器包装全体のリサイクルシステムのあるべき姿の研究を進める。

容リルート、古紙ルートにとらわれず、紙製容器包装全体の回収率向上を含め、リサイクルシステムのあるべき姿について検討することが必要と考える。

2. 容器包装3R制度全体のあり方について

提言6 三者の役割分担を維持し取組みの深化を図る

容器包装リサイクル法における、消費者・市町村・事業者の役割分担は維持すべきである。消費者が分別排出し、市町村が収集し再商品化事業者に引渡し、そのリサイクル費用を事業者が負担するという明確な役割分担が機能しており、分別収集、再商品化により家庭から排出される容器包装廃棄物が減少しているという結果となって現われている。したがって、今後とも三者の役割分担を維持しつつ、各主体の取組みの深化を図ることが目指すべき方向と考える。

提言7 主体間連携の強化を図る

先の改正審議において「主体間連携の推進」の重要性が示され、事業者においては、3R推進団体連絡会の自主行動計画に基づく取組み等、様々に展開しているところである。

しかしながら、事業者の取組みのみでは一定の限界があるため、より一層の連携を強化することが必要と考える。

紙単体と複合紙製容器包装の区別表示

< 区別表示に関する関係者の意見 >

関係者(自治体、古紙問屋、製紙メーカー、NPO、有識者、事業者)から、区別表示に対して以下の意見が出されている。

現状の識別マークは、容リルートを選択している自治体にとっては、十分に機能しているが、古紙ルートでの回収を実施している自治体、雑がみの回収を行っている自治体の消費者には混乱を与えている。

このため、現状の容リルートとの融和を図りながら、消費者一般にとって利用しやすい識別マークのあり方を検討していく必要がある。

識別マークの変更については、製紙原料に向くもの(紙単体)とそうでないもの(複合品)に区分する方策が有効である。

参考: 経済産業省紙業服飾品課「雑誌・雑がみに関する調査委員会」平成24年11月~平成25年2月 識別マーク検討WG抜粋

このため、「紙製容器包装の消費者にとってわかりやすく、分別し易いマーク」の制定に関する議論を本審議会で進めていただきたい。

紙製容器包装の
「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」

完

ご清聴ありがとうございました。